平成２５年（フ）第１２３５２号
東京都足立区六木１丁目５－７－503
債務者　新妻　政雄
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３８１号
千葉県船橋市芝山３丁目２－１－407
債務者　原田　麻美
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３８９号
東京都品川区北品川３丁目11－13－1905
債務者　遠藤亜美衣（旧姓中里）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３９０号
東京都世田谷区大原１－37－３－102、住民票上の住所東京都世田谷区北沢２丁目15－11－102
債務者　千木良卓弥
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３９２号
東京都板橋区成増２丁目24－12－103
債務者　福島　正行
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０１号
東京都大田区雪谷大塚町１－13－401
債務者　芹口　　優
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０２号
東京都北区滝野川６丁目11－11　アパート富士寮
債務者　大塚　益子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０３号
東京都江戸川区船堀１丁目１－２－619
債務者　矢嶋　節子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０４号
神奈川県相模原市南区相模大野８－14－１　サウザーハウス201、住民票上の住所埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２－10－403
債務者　礒部　孝史
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０５号
東京都世田谷区宮坂３丁目46－10
債務者　飯塚　志乃（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０７号
東京都練馬区大泉町３丁目38－24　第５ブルーコーポ105
債務者　郷右近　武
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４０８号
東京都江東区扇橋２丁目７－８－206
債務者　望月　　勇
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１０号
東京都世田谷区弦巻１丁目35－７－202
債務者　星野　正彦
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１２号
東京都北区滝野川１丁目39－９－201
債務者　藤本　忠男
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４１７号
東京都新宿区百人町１丁目21－８－304
債務者　桑名　昭二
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部